

みんな 見張られている

2023年2月18日

公安警察による市民監視は憲法違反

弁護士 中谷雄二

第1 問題の所在

1 何が問題となった事件か？

大垣警察署→シーテック社 原告ら4名の個人情報の提供

2 一審岐阜地裁判決 提供は違法。収集は合法・合憲

3 公安警察が個人情報を犯罪の具体的恐れもないのに、継続的・系統的に調査する法的根拠はどこにあるのか？

第2 憲法上の警察の根拠と限界

1 憲法には警察に規定はない

2 警察の憲法的位置づけ（憲法上の根拠と限界）

憲法12条

憲法13条

3 警察法の目的

1条「この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする」

(参考文献)

- ・杉村敏正他編「警察法入門－市民警察とは何か」（有斐閣選書）
- ・杉村敏正他編「治安と人権」（岩波書店）

第3 法治主義（法の支配）の根拠とその内容

1 法治主義とは

2 法治主義の憲法上の根拠

権力分立

国民主権

(参考文献) 高田敏「新版行政法」有斐閣ブックス39頁

第4 歴史的経緯からのわが国における警察権に対する法的統制の必要性

1 明治憲法と日本国憲法における行政権の位置づけの転換

2 日本国憲法下の「公共」は、「市民の安全と権利保護」を超えた「国益」「公共の利益」は存在しない

3 戦前日本における特高警察－国民監視

実態

警察国家＝監視国家

4 戦後日本の警察の民主化とその不徹底－警察法改正（昭和29年）

戦後警察民主化の柱であった地方分権の否定

中央集権的警察機構の再編成。

警察官職務執行法の改正の試みと失敗

5 60年安保と警備公安警察

(1) 戦後最大の国内治安問題

(2) 砂川伊達判決（日米安保条約に基づく駐留米軍違憲判決）

東京都公安条例についての相次ぐ東京地裁・東京高裁の違憲判決

(3) 最大の治安問題を司法の支持により警職法改正なしで乗り切った警察の自信→二つの選択肢

① 警察官職務執行法改正案の再提出

② 立法不要化路線の選択→通達や内規、委任命令で統制

(参考文献) 広中俊雄『警備公安警察の研究』(岩波書店)

第5 警察法の規律密度の脆弱性下の司法の役割

1 現在の規律密度の脆弱性

警察法2条1項を根拠。警察官職務執行法、刑事訴訟法以外に作用法なし。

具体的な権限は、委任立法による国会による議論無しの規則(抽象的、詳細な要件効果の規定なし)

—諸外国に比較しても、警察権限を統制する具体的法的な規定が少ない=規律密度の脆弱性

2 立法による統制—国民主権、権力分立から当然

警察自身が立法不要化路線—国会による統制の弱さ

GPS 最高裁判決—令状が必要(立法化を促している)—未だに立法化されず。—警察の反対→DNA

データの規制に及ぶことを警戒

3 個別事件毎の裁判所による統制と立法を促す必要性

(参考文献) 米田雅宏『「警察権の限界」論の再定位』

第6 警察の情報収集活動

1 戦前の特高警察執務心得 資料1(写真) 資料2(かな文字変換)

2 警備警察全書

(1) 警察の情報収集活動の種類

① 犯罪捜査情報収集活動

② 犯罪の予防・鎮圧のための事件情報収集活動

③一般情報収集活動

(2) 情報収集活動の方法

戦後の公安警察の教科書である「警備警察全書」

情報収集の方法

*伝統的手法 (1)視察内偵、(2)聞き込み、(3)張込み、(4)尾行、(5)工作、(6)面接、(7)投入

*新たな手法 インターネット等の利用によるデータの収集、Nシステム、GPSによる位置情報の把握)

(3)イスラム教徒監視情報流出事件に見る収集情報 資料3

3 侵害される権利は何か？

- (1) プライバシー権（私的領域の侵害、情報自己決定権の侵害）
- (2) 判例の状況

(参考文献)

- ・杉村敏正・宮内裕・岡崎万寿編「戦後秘密警察の実態」（三一書房）
- ・青木理他編著「国家と情報－警視庁公安部「イスラム捜査」流出資料を読む」現代書館）
- ・島田茂「警察法の理論と法治主義」信山社

第7 警察法2条1項は根拠となるか？

1 警察当局の2条1項根拠説

警備対象－団体の行動－計画的、組織的、市民の平和と安全の確保のために適確な情勢判断が必要。出入自由な場所、私的生活の平穏を圧迫しない尾行や張込みも可。

－警察法2条1項の犯罪の予防・鎮圧・捜査及び公共の安全と秩序を維持が根拠。犯罪の発生前に未然に防止することも警察官の職務。

事件警備情報収集活動・一般警備情報収集活動も、任意、非権力的な活動なら作用法的根拠なしに可

2 裁判例の2条1項根拠説

東京高裁昭和41年3月24日判決、大阪高裁（大阪学芸大事件）判決も、尾行や張込みも、私生活的平穏を圧迫しない必要最小限の局面においては許される。

3 警察法2条1項説批判

- (1) 公安警察または警備警察の作用＝具体的犯罪・危険と関係がない限り、政治警察、「統治者の恣意を法の合理性によって抑制する」法治主義の理念－国民の代表の議会による法律－明確な要件、効果、手続き、内容などが枠づけが必要

例) 破壊活動防止法－「暴力主義的破壊活動を行った団体に対する必要な規制」（1条）に関し、必要な調査をすることができる（27条）

警察官職務執行法も、任意的－職務質問も組織的授権以外に要件を詳細に規定。

組織的授権＝警察法2条1項を根拠に国民の基本的人権等に抵触する手段あるいは、そのようなおそれのある手段についてのみ明文の根拠を要求するという考え方は誤り。

- (2) 将来の一般的な危険防止を理由にした監視の必要

・市民の大衆運動敵視論－憲法上表現の自由・労働基本権保障。特定の思想・信条を理由にした差別扱い－憲法19条、14条に違反。

・諸外国におけるテロ規制法－危険の前倒しによる事前の一般的情報収集行為容認＝テロ（国民に重大な危害が及ぶ恐れが相当程度の根拠に基づき予想される場合）法律上の要件として規定

政治活動の自由＝自由民主主義国家において、最も重要な基本的人権

－制度的な活動－議員、選挙への関与、政党その他の政治的団体を結成・加入

非制度的な活動－政治的集会・デモ等の集団行動的なもの、個人としての政治的意見の表明まで、広範な自由を含む

(参考文献)

- ・奥平康弘「警察の理念と現実」『思想』（岩波書店 1958 年 12 月号）
- ・藤田宙靖「行政法の基礎理論（上巻）」（有斐閣）
- ・大沢秀介・小山剛「市民生活の自由と安全—各国のテロ対策法制」（成文堂）

第 8 本件情報収集行為の強制性について

- 1 強制処分法定主義—令状主義
- 2 GPS 最高裁判決（最判平成 29 年 3 月 15 日）—物ではなく、プライバシー情報を収集するときにも令状が必要
最高裁判決は、同意の真摯性を問題としている。

3 本件へのあてはめ

秘密—情報収集により重大なプライバシー侵害

対象者は自らのいかなる情報をどのようにして収集されたのか、どう保管され、利用されるのか全く知らないから、真摯な同意を期待できる余地は存在しない。

∴最高裁判決・決定の立場からも、「強制捜査」。法的根拠と令状が要求される。

（参考文献）・井上正仁「強制捜査と任意捜査〔新版〕」有斐閣 2014 年

第 9 司法の役割——警察の法的統制の重要性

- 1 警察＝自衛隊を除く、最大の実力組織。権限を濫用し、曖昧な国家的「公安」目的の認定権限を独占すれば、制限することは極めて困難。
∴法に従って法を執行する機関として、厳格な法治主義に基づく警察力の統制が不可欠である。
- 2 立法によって国家的「公安」が設定されても、必然的に曖昧なものになる。立法が警察当局の認定範囲を制約しないような抽象的曖昧な規定に終わる場合には、警察が対処するのは犯罪行為や犯罪行為になりそうなものに限らず、警察当局が国家的「公安」を乱す恐れがあるとみなす一切の行為にまで範囲が広がる危険性がある。
- 3 統制—国民の権利・自由の擁護を任務とする司法権の役割。

重大な影響—警察による 市民の監視等を通じた情報の取得、保存、管理や分析・利用

制度的・構造的統制＝民主主義に基づく政治的決断を行い、議会による立法を通じて具体化されたルールに基づき、情報処理プロセス自体が規律される必要。

*現に具体的な法律が存在しない下では、裁判所が個別事件における審査を厳しくすることによって、立法を促す他ない。

法治国家としての正常な運営のためにも、裁判所は、犯罪の発生や社会秩序の違反が具体的に発生する危険性のない本件のような事案において、警備公安警察が行う情報収集活動と収集した情報の保管や利活用に法的統制をかけなければならない。

本件における情報の収集、保管・利用・活用を違法とすることは、法治主義を貫徹するために不可欠

以上